

会議結果報告書

平成27年10月2日

1. 会議名 平成27年度 第1回 印西市環境審議会
2. 日時 平成27年10月2日(金) 15:35~16:55
3. 場所 印西市役所 2階 24会議室
4. 出席者 委員：鈴木、藤田、阿部、飯田、関根、山本、半田、室井
(欠席：太田、笠井、片倉)
事務局：板倉(市長・途中退席)、五十嵐(環境経済部長)、鈴木(環境保全課長)、
海老原、峰村(環境保全課 環境保全班)、瀬口、鈴木(エヌエス環境)
5. 配布資料
 - ・平成27年度 第1回 印西市環境審議会 会議次第
 - ・環境審議会委員名簿
 - ・印西市環境審議会条例
 - ・資料 印西市環境基本計画、印西市環境基本計画(概要版)
 - ・資料 印西市環境白書2014、印西市環境白書2014(概要版)
 - ・資料 印西市環境白書2015(案)
6. 内容
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱書交付
 - (3) 市長挨拶
 - (4) 委員自己紹介
 - (5) 議題
 - 1) 会長及び副会長の選任について
(事務局) それでは議事に入ります。本来であれば、印西市環境審議会条例の規定に従い会長に議長をお願いするところではありますが、初めての会議のため、会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。
(課長) しばらくの間、進行を努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、1つ目の議題、会長及び副会長の選任について進めて参ります。印西市環境審議会条例第5条第1項の規定により、会長及び副会長は委員の中から互選により定めることとされています。会長は審議会を代表し会議をまとめ、副会長は会長を補佐していただきます。皆さまいかがでしょうか。
(委員) 事務局で案はありますか。

(事務局) これまでの経験から、環境推進市民会議でご活躍されていた藤田委員に会長を、阿部委員に副会長をお願いするのがよいのではないのでしょうか。

(課長) 事務局から案が出されましたが、いかがでしょうか。お二方とも環境推進市民会議をまとめていただいたり、ご助言いただいたりした経験をお持ちなので、事務局としてもぜひお願いしたいと思います。

(委員) 異議なし。

(課長) 異議なしと認めます。会長を藤田委員に、副会長を阿部委員に決定します。藤田会長、阿部副会長、よろしく願いいたします。

2) 「印西市環境基本計画」について

(会長) 本日は委員改変後の初めての審議会ということで、事務局から環境基本計画及び環境白書について説明があります。より良い環境を残し、市民から愛される市となるよう、皆さまと協議をして参りたいと思います。委員の皆さまには、様々な視点から忌憚のない意見を出していただきますよう、よろしく願いいたします。

(会長) それでは、議題に沿って議事を進めていきます。議題(2)の環境基本計画について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 環境基本計画の前に、まず、環境審議会について簡単に説明いたします。環境基本法第44条の規定により、市の条例で印西市環境審議会を設置しています。審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全に関する基本的事項について調査審議する機関です。過去には「印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例制定」の制定の際に諮問をし、答申をいただきました。また、環境基本条例第8条第3項により、環境基本計画の策定にあたってはあらかじめ印西市環境審議会の意見を聴くことが定められており、平成24年度の本計画の策定時にも審議会に諮問をし、答申をいただきました。現在は、環境基本計画の進行管理として毎年発行している環境白書を作成する中で、年2～3回の審議会を開き、環境の現状を報告してご意見をいただいています。

(事務局) 続いて環境基本計画についてです。「第1章」が計画の基本的事項、「第2章」が環境の現状、「第3章」が市民・事業者の意識、「第4章」が環境課題、「第5章」「第6章」が環境目標と環境施策の展開となっています。環境基本計画は長期的な施策の方向性を示すもので、計画期間は平成25年度～平成34年度の9年間です。なお、本計画は印旛村、本柵村合併後、初めての環境基本計画となります。環境は幅広いテーマですが、本計画では「第2章」に示した、「自然環境」「生活環境」「都市環境」「地球環境」「人づくり」の5つの分野を対象に施策を定めています。将来環境像『「ひとまち自然」が調和し豊かで安心できる環境で暮らせるまち いんざい』に向かって、5つの基本目標、取り組み方針、基本施策という体系で環境施策が定められています。その中でも「地域で里山を守り・育むしくみづくり」「地域ぐるみによるごみ減量・リサイクル活動の展開」「再生可能エネルギー・省エネルギー化への推進」の

3点について、重点プロジェクトとして取り上げています。また、計画を進めるにあたり、市だけでなく、市民・事業者の皆さまにも環境行動指針に基づきご協力いただくことが規定されています。最後に、計画の推進体制として審議会や市民会議などが設置されており、審議会には毎年ご意見・答申をいただくこととなっています。計画進行管理として、この後に説明する環境白書で環境の現状を点検し、次年度の環境施策に活かしていきます。以上が環境基本計画の説明です。

(会 長) 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありますか。

(会 長) ご意見はないようなので、次の議題に移ります。

3) 「印西市環境白書」について

(会 長) それでは、印西市環境白書について事務局より説明をお願いします。

(事務局) 環境白書は、環境基本計画の進行管理を含め、環境に関するデータをまとめて広く市民の皆さまに公表しているもので、毎年作成しています。よりわかりやすく、より多くの方にお伝えするため、昨年度からは環境白書の概要版も作成しています。「はじめに」は白書作成の趣旨や環境指標の達成状況などを記載しています。「第1章」はいんざい環境特集として、昨年度は生物多様性を、今年度は地球温暖化を取り上げています。「第2章」は基本目標の進捗状況で、目標毎に市・市民・事業者の取組みをまとめています。「第3章」は市内エコプランの進捗状況で、市役所を1つの事業所としてみなして二酸化炭素排出量を示しています。最後に「資料編」として環境に関する統計データやアンケート調査結果等を載せています。環境白書はホームページに掲載したり、概要版を小中学校に配布するなど、市民の皆さまが手に取りやすい用に公表しています。

(事務局) 本日の資料の中に、平成27年度版の環境白書案があります。これは、平成26年度の実績をまとめて報告するものです。環境基本計画で定めた環境指標について、3頁に示すように5段階で達成状況を評価しており、4頁～6頁がその評価結果です。9頁は空白となっていますが、次回以降審議会としての意見・提案をまとめ、掲載します。そのため、次回の会議までにこの資料を一読して、ご意見・ご提案等を準備してください。それについて会議で話し合ってくださいと思います。よろしくお願いたします。

(会 長) 事務局からの説明に何かご意見等があればお願いします。

(委 員) 4頁～6頁の評価の中には泣きそうな顔もありますが、なぜそうなってしまったのでしょうか。PDCAサイクルの中で、チェックはどのようにされているのでしょうか。

(事務局) ご指摘のあったついでに評価結果の訂正についてもお話します。泣きそうな顔になっている師戸川のBOD濃度ですが、目標に近づいていることを表すウインクのマークに変更しようと考えています。

(課 長) 師戸川の BOD 濃度は、目標値である環境基準は達成していないものの、前年度と比較すると改善しています。そのため、顔のマークについては現在検討中ですが、次の会議までには決定いたします。

(事務局) 18 頁や 25 頁をご覧くださいと、本編にも環境指標の状況に関する表と、その下に評価欄あります。この評価欄で、市としてチェックを行い今後どのようにしていくのかを記載しています。目標を達成できなかった項目については、それぞれ市の対応状況と今後の方向性を記載しています。

(会 長) その他にご意見はありますか。

(会 長) それでは私から質問です。「第 1 章」で地球温暖化を取り上げた理由は何ですか。

(事務局) 「第 1 章」の特集は、その年に話題になっていることや市の環境に関することなどを市民の皆さまに周知することを目的に、昨年度から作成しているものです。地球温暖化は、IPCC 第 5 次評価報告書が公表されたことで今話題になっているテーマです。そこで、地球温暖化とは何か、世界や日本での取り組み、そして印西市での取り組みという構成で特集を作成しました。「第 1 章」は、読み物として読んでいただきたい部分で、概要版でも図表を使いながらわかりやすく情報を伝えていきます。

(課 長) 地球温暖化の話が出たので、環境保全課の取り組みを紹介させてください。市環境保全課では、住宅の省エネ対策として、太陽光発電、太陽熱利用温水器、エネファーム、蓄電システム、エネルギー管理システム、電気自動車の充電設備について補助金を出しています。特に太陽光発電へは県内でも高額な補助金を出しており、平成 17 年度からこれまでに約 1230 基の補助を行ってまいりました。このように、市は太陽光発電への補助をはじめとして、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいます。

(会 長) その他にご意見はありますか。

(委 員) 次回、白書に関する話し合いをするのでしょうか。今後の見通しを教えてください。

(事務局) 今回、初めて環境白書の案を見ていきなり意見を出すのは難しいと思いますので、次回、白書の内容を説明しながらご意見をいただきたいと考えています。また、平成 26 年度版の 9 頁にあるのが、昨年度の審議会でもいただいたご意見です。次回の開催通知とともに意見書をお送りするので、意見・提案を記載いただき、それを参考に話し合いをお願いします。あと 2 回の審議会を開催し、最終的に 11 月～12 月には審議会でもとめた意見を掲載して白書を発行します。

(会 長) その他にご意見はありますか。

(会 長) ご意見はないようなので、次の議題に移ります。

4) その他

(会 長) その他に事務局から何かありますか。

- (事務局) 先ほど申し上げたとおり、次回は白書に関する意見のまとめをお願いします。また、次回は白書の概要版もカラー印刷でお渡しするので、市民にわかりやすい資料にするため、こちらについてもご意見をいただきたいと思います。次回の審議会の日程は未定ですが、会長と相談して1か月後ぐらいに開催したいと思います。
- (事務局) また、環境審議会は条例に基づく審議会ですので、報酬をお支払しています。報酬は源泉税をひいて1ヶ月後に振り込みます。初めて委員さんに選ばれた方は、債権・債務者の登録用紙を会議終了後に提出してください。
- (課 長) 審議会の皆さまには、白書の審議以外にも市長からの諮問があった場合には追加で審議をしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。
- (課 長) また、お配りした資料の中にクリーン推進課が中心となって開催する循環型社会推進に関するシンポジウムのお知らせがあります。ぜひ、お誘い合わせの上ご参加ください。なお、ご参加いただける方は、事務局又はクリーン推進課までご連絡をお願いします。
- (会 長) 本日の議事はこれで終了です。ありがとうございました。

以上